

大綱改定の考え方

○ 現行の「奈良県文化振興大綱」（H29.3策定）は、歴史と芸術が息づく心豊かな文化の都・奈良県を目指し、奈良県の強みである「歴史文化資源活用分野」と「芸術文化振興分野」に力点を置いて、文化振興施策を推進
 → 奈良県文化振興条例（R3年4月施行）の両輪である「歴史文化資源の継承及び活用」と「文化活動の振興」をもとに、
現行の「奈良県文化振興大綱」を「（仮称）奈良県文化活動振興大綱」と「（仮称）奈良県文化資源活用大綱」の2つの大綱に再構成
R3年6月に策定した「奈良県文化財保存活用大綱」も合わせて、本県が目指す姿を実現する

奈良県文化振興条例

（R3.4施行）

【目的】

心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指す

「奈良県流」の文化や目指す姿を具体化

【施策の両輪】

歴史文化資源の継承と活用

文化財を保存して、活用につなげることを明確化

文化活動の振興

歴史文化資源を活用することで文化活動がより豊かなものになることを明確化

大綱（案）

【「奈良県流」の文化と大綱の目指す姿】

- ・文化とは、豊かな人間性や感性、自尊心、創造性をはぐくみ、また他者に共感する心を通じて、利他心を養うもの
- ・歴史文化資源に恵まれた奈良県の強みを生かし、幼少期から生涯を通じて文化に親しむことにより、各人が心を耕し、生きる力を得て、豊かな人生を送ることのできる環境づくりを目指す

【大綱の体系】

文化財の保存

- ・文化財は、先人の文化活動の結晶として、日本の歴史・伝統・文化等の正しい理解と将来の文化の充実・発展の基礎をなすものであり、大切に受け継いでいく。
- ・滅失・毀損のおそれのある文化財を保存し、歴史文化資源とすることで、現在及び将来の活用につなげる。

[奈良県文化財保存活用大綱（R3.6策定済）]

文化資源の活用

- ・活用につながる文化財が歴史文化資源。
- ・歴史文化資源は、過去、現在、未来を生きる人々の共通の財産、公共財であり、積極的に活用すべきもの。
- ・歴史文化資源との対話を通じてその本質的価値を理解し、先人からの豊かな知恵と勇気を心の栄養として受け止め、心を耕し、自分たちの能力を引き出す。

[（仮称）奈良県文化資源活用大綱]

文化活動の振興

- ・文化活動は、人間の成長や人生を有意義に過ごすためになくはないもの。
- ・文化活動（鑑賞・体験、創作、表現、追求）を通じ、利他心や自尊心、自分の想いを伝えていく力が育まれる。
- ・自己実現や自己表現を体感していくことにより、心に栄養を与え、内面を豊かにすることができる。
- ・文化活動は、人々の心を耕し、よく生きる力を与える。

[（仮称）奈良県文化活動振興大綱]